

第4章 火薬類の貯蔵

4-1 火薬庫設置等許可申請【法第12条】

(1) 法の規定

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令（規則第13条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令（規則第14条第1項）で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫設置等許可申請書	規則様式 様式第7	手数料必要
火薬庫工事設計明細書	任意	規則第13条
火薬庫の位置および付近の状況図	任意	保安物件および保安距離を記載
火薬庫構造図	任意	平面図、側面図、断面図、配筋図、基礎図、小屋組図
火薬庫設備詳細図	任意	規則第22条の技術上の基準を証するもの(扉、鍵、丁番、窓、内装、換気孔、暖房、照明、電気配線、警鳴装置、避雷針等)
土提、簡易土提または防爆壁の構造図	任意	
設置場所を管轄する消防長の同意書	原本	消防法第7条
土地の登記簿謄本	写し	火薬庫設置場所の所有者が申請者の場合
土地所有者の承諾書	任意	火薬庫設置場所の所有者が申請者以外の場合
法人の登記事項証明書	原本	・申請者が法人の場合 ・※1を参照
住民票	原本	・申請者が個人の場合 ・※1を参照

※1 ・火薬類販売営業許可申請に併せて申請を行う場合、または火薬庫の変更に伴う申請の場合は不要
 ・発行から3か月以内のもの

(3) 提出部数

2部（申請者の控えが必要な場合は3部）

(4) 火薬庫設置等許可に併せて行う申請等

- ・ 定期自主検査計画届出
- ・ 取扱保安責任者等選解任届出

4-2 火薬庫完成検査申請【法第15条】

(1) 法の規定

火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けた者は、火薬庫の設置若しくは移転の工事をした場合には、経済産業省令（規則第41条）で定めるところにより、火薬庫につき滋賀県知事が行う完成検査を受け、これらが、法第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(2) 提出書類

第8章 8-1 完成検査申請による

4-3 火薬庫軽微変更届出【法第12条】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令（規則第14条第1項）で定める軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫軽微変更届	規則様式 様式第5	
変更内容明細書	任意	・ 規則第14条第2項 ・ 明細書には、変更前後の 図面を併せて添付
火薬庫設置許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	写し	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-4 火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届出【規則第81条の14第7号】

(1) 法の規定

法第12条第1項の許可を受けた者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、変更があった旨を記載した届出書を提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届	滋火様式第4-1号	貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、付近の状況、保安物件との距離等に変更があった場合
火薬庫の位置および付近の状況図	任意	付近の状況または保安物件との距離について変更があった場合

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-5 火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告【規則第81条の14第9号】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があったときは、変更があった旨を記載した報告書を提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書	滋火様式第4-2号	名称、事務所所在地および連絡先、職業、代表者氏名等に変更があった場合
変更の内容を証明する書面	任意	登記事項証明書など

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-6 火薬庫保安検査申請【法第35条】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫又は火薬庫における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令（規則第44条の2）で定めるところにより、定期に、保安検査を受けなければならない。

(2) 提出書類

第8章 8-2 保安検査申請による

4-7 火薬庫承継届出【法第12条の2】

(1) 法の規定

火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、経済産業省令（規則第14条の2）で定めるところにより、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫承継届	規則様式 様式第8	
火薬庫譲渡(引渡)証明書	滋火様式 第4-3号	
火薬庫設置等許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	写し	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-8 火薬庫用途廃止届出【法第16条第2項】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、その火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫用途廃止届	滋火様式 第4-4号	
火薬庫設置等許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	原本	
完成検査証(当初および変更があれば変更に係る検査証)	原本	

(3) 提出部数

2部（申請者の控えが必要な場合は3部）

4-9 火薬庫休止届出【規則第44条の2第2項】

(1) 法の規定

使用を休止した火薬庫であって、その旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行った日から当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が1年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、3年以上）であるものにあつては、当該火薬庫を再び使用しようとするときまで保安検査を行わないものとする。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫使用休止届	滋火様式第4-5号	
火薬庫設置等許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	写し	
直近の保安検査証	写し	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-10 取扱保安責任者等選解任届出（火薬庫）【法第30条および法第33条】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者が、火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の代理者を選任したときは、その旨を届け出なければならない。これを解任したときも同様である。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類取扱保安責任者等選解任届（火薬庫）	滋火様式第4-6号	
選任される者の火薬類取扱保安責任者免状	写し	
選任される者の規則第67条の4に規定する保安教育の記録	写し	火薬類手帳制度の保安教育受講記録など
選任される者の取扱保安責任者等の選任記録	写し	火薬類手帳制度の選・解任記録など

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

(4) 留意事項

火薬類保安手帳に選任または解任の状況について記載および確認の押印を行うた

め、届出が受理された場合には火薬類保安手帳を持参する。

4-1-1 火薬庫外貯蔵場所指示申請【法第11条】

(1) 法の規定

火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令（規則第15条）で定める数量以下の火薬類については、火薬庫外で滋賀県知事の指示する安全な場所に貯蔵することができる。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫外貯蔵場所指示申請書	滋火様式第4-7号	※1を参照
がん具煙火を火薬庫外で貯蔵する際の技術上の基準に関する事項	滋火様式第4-7-1号	貯蔵区分が規則第15条の表(6)(ロ)の場合
貯蔵する階の平面図	任意	貯蔵庫および消火設備の場所を図示
規則第16条の技術上の基準を証する建築物の構造図	任意	貯蔵区分が規則第15条の表(1)(イ)、(1)(ロ)、(5)または(6)(イ)の場合
規則第16条の技術上の基準を証する設備の詳細図	任意	貯蔵区分が規則第15条の表(1)(イ)、(1)(ロ)、(2)～(5)により設備に貯蔵する場合

※1 火薬庫外貯蔵の指示を受ける期間は1年以内とし、貯蔵の目的の期間を超えないものとする。代表者氏名、名称、事務所所在地等については、第1章1-8によるものとする。

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

(4) 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準の補足

法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、規則第16条に定めるところによる。なお、規則第16条第1号に規定される「火災及び盗難の防止について留意すること。」の基準については通商産業省通達（昭和42年6月30日付け42化局第291号および昭和42年12月20日付け42化局第648号）に定めるところにより、次に掲げるものとする。

ア 火薬類を貯蔵する場所の附近に、火気を取り扱う場所のないこと

イ 火薬類を貯蔵する場所は、湿気、直射日光および温度等によって、火薬類に悪影響をおよぼさない場所であること

ウ 火薬類を貯蔵する場所は、電灯線又は動力線等に対して安全な場所であること

エ 火薬類を貯蔵する場所の附近に、消火のための設備を設けていること

オ 火薬類を貯蔵する場所は、貯蔵する火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して、他に被害を及ぼすおそれの少ない場所であること

カ 火薬類を貯蔵する場所は、盗難防止の措置が十分とれる場所であること

キ 貯蔵庫の設置場所が建築物の場合は、耐火性の構造で、床面に鉄類を表さないものであること

ク がん具煙火を貯蔵する場合には、次の(ア)から(ウ)までに定めるところによること

(ア) 貯蔵庫の内壁、扉および天井は、難燃性のものを使用した構造とすること

(イ) 貯蔵庫には、窓、通気孔および換気孔を設けないこと

(ウ) 貯蔵庫は、できるだけ隙間のない構造とすること

(5) 留意事項

- ・同一人が複数の場所に庫外貯蔵を設けることができるが、その場合、その庫外貯蔵量の合計が、貯蔵区分ごとの貯蔵可能数量を超えてはならない。
- ・庫外貯蔵しようとするおおよそ 30 日前に申請を行う。

4-12 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告

(1) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書	滋火様式第 4-8 号	代表者氏名、名称、事務所所在地および連絡先、職業、貯蔵庫の連絡先、管理責任者に変更があった場合
変更の内容を証明する書面	任意	登記事項証明書など

(2) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

4-13 火薬庫出納年度報告【規則第 81 条の 14 第 8 号】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、規則第 33 条第 1 項の帳簿の記載事項を毎年度集計した報告書を提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫出納年度報告書	滋火様式第 4-9 号	

(3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

(4) 報告期限

年度終了後 30 日以内

4-14 定期自主検査計画届出【法第35条の2第2項】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫について、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところにより、定期に、保安のために行う自主検査についての計画を定め、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫定期自主検査計画届	滋火様式第4-10号	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-15 定期自主検査報告【法第35条の2第3項】

(1) 法の規定

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫について、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところによる保安のために行う自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬庫定期自主検査報告書	滋火様式第4-11号	
火薬庫から保安距離の半径円を示した図面	任意	
火薬庫定期自主検査結果	任意	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

4-16 安定度試験報告【法第36条】

(1) 法の規定

製造後経済産業省令（規則第57条）で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令（規則第58条）で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を報告しなければならない。

(2) 報告

第8章 8-6 安定度試験報告による